

令和2年度 決算のあらまし

問合せ 企画財政課 財政担当 ☎991-1820

令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算が令和3年9月松伏町議会定例会で認定されました。

主な事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業として、町内の教育関連施設や社会福祉施設等にマスクや消毒液等の提供や経済的支援として特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金等の給付事業を行いました。また、小中学校への校内LAN整備や児童生徒1人1台のタブレット購入、中間処理場整備工事、災害対策本部機能を有する防災倉庫建設のための用地購入など、選択と集中を徹底しながら、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき各事業を実施しました。

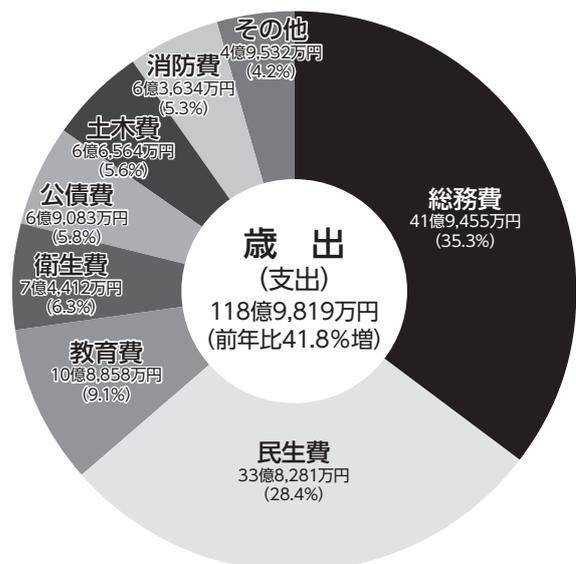
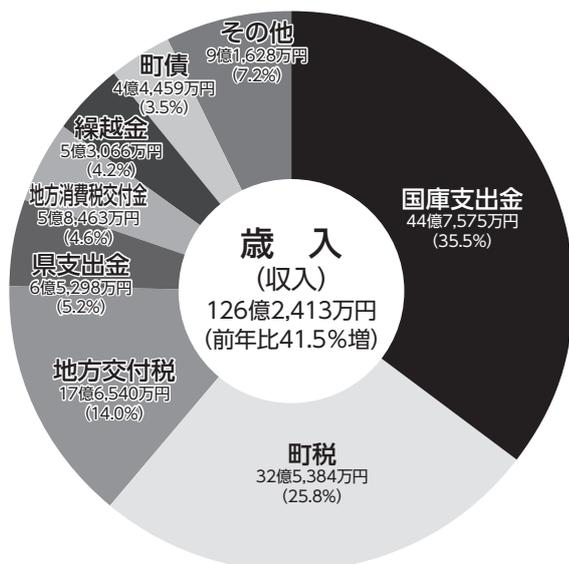
なお、歳入と歳出の差額5億8,862万円については、翌年度へ繰越されます。

		歳入	歳出
一般会計		126億2,413万円	118億9,819万円
特別会計	国民健康保険	32億9,676万円	31億3,285万円
	農業集落排水事業	878万円	810万円
	介護保険	21億2,439万円	20億162万円
	後期高齢者医療	3億3,755万円	3億3,421万円
	合計	57億6,748万円	54億7,678万円

企業会計		収益的収支	資本的収支
下水道事業	収入	6億1,382万円	6,207万円
	支出	5億3,750万円	2億8,215万円

収益的収支…運営費や維持管理費に要する経費や財源
資本的収支…建設および企業債償還に要する経費や財源

一般会計歳入歳出の内訳



【歳入】

- ◆国庫支出金＝国や県が使い道を指定して交付する負担金や補助金など
- ◆町税＝町民税(個人、法人)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税
- ◆地方交付税＝どの市町村でも同じ水準の行政サービスが受けられるように、財源を補うため国から市町村に交付されるもの
- ◆地方消費税交付金＝国が消費税の一部を地方に交付するもの
- ◆町債＝道路などの公共施設を作るため国や銀行からの借入金
- ◆その他＝諸収入(学校給食徴収金や県営公園指定管理料収入など)、分担金及び負担金(保育料など)など

【歳出】

- ◆総務費＝庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、戸籍管理、選挙、統計などの経費
- ◆民生費＝子育て支援、保育所運営、障がい者や高齢者福祉サービスなどの経費
- ◆教育費＝小中学校や公民館などの運営、維持管理などの経費
- ◆衛生費＝健康増進、疾病予防、環境保全、清掃費などの経費
- ◆公債費＝過去に借り入れた借入金の償還金
- ◆土木費＝道路の建設や維持管理、都市計画などの経費
- ◆消防費＝消防組合の負担金、防災などの経費
- ◆その他＝農林水産業費、議会費、商工費など

町民一人当たりが負担した町税

113,275円

町民税	56,237円
固定資産税	47,803円
軽自動車税	2,704円
町たばこ税	6,531円

人口/28,725人(令和3年3月31日現在)



町民一人当たりに使われたお金

414,210円

議会費	3,770円	総務費	146,025円
民生費	117,765円	衛生費	25,905円
農林水産業費	6,021円	商工費	7,452円
土木費	23,173円	消防費	22,153円
教育費	37,896円	公債費	24,050円



令和2年度に 実施した主な事業



子育て支援

～未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり～

教育・保育給付費等給付事業	5億2,715万円
児童手当給付事業	4億 262万円
学校給食供給事業	2億3,161万円

健康・福祉・社会保障

～健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり～

特別定額給付金給付事業	29億1,634万円
障害福祉サービス支援事業	7億2,212万円
予防接種事業	8,200万円

人権・男女共同・地域コミュニティ

～町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり～

公民館管理運営事業	3,647万円
体育施設設備管理事業	1,327万円
多世代交流学習館管理運営事業	1,182万円

産業振興 ～活気あふれるにぎわいのまちづくり～

商工業活性化事業	1億 759万円
プレミアム付商品券事業	8,068万円
農業基盤整備事業	5,280万円

生活基盤整備

～利便性の高い快適空間のまちづくり～

町道維持管理事業	5,899万円
町道拡幅整備事業	4,810万円
都市公園等維持管理事業	2,994万円

生活環境の充実

～安全・安心な暮らしのできるまちづくり～

可燃ごみ・し尿処理事業	2億2,731万円
中間処理場管理運営費	1億2,517万円
災害対策事業	4,942万円

行財政運営の充実

～効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり～

総合情報ネットワーク整備事業	6,684万円
庁舎管理事業	5,044万円
戸籍等交付サービス事業	4,306万円

健全化判断比率

令和2年度決算を基に算定した数値は右表のとおりです。いずれも早期健全化基準及び財政再生基準以下となりました。

※実質赤字額及び連結実質赤字額は発生していないため、数値は算定されません。

※健全化判断比率①から④のいずれかが早期健全化判断基準以上となった場合は、自主的に財政の健全化を図るため、「財政健全化計画」を策定する必要があります。

※健全化判断比率①から③のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、国の関与を受けながら財政の再生を図るため、「財政再生計画」を策定する必要があります。

	松伏町の 数値	早期健全化基準 (松伏町の場合)	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	14.45%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	19.45%	30.00%
③ 実質公債費比率	6.3%	25.0 %	35.0 %
④ 将来負担比率	17.3%	350.0 %	